

この情報ガイドは、精神障がいのある方へ住まいをご提供なさる皆様に、安心して賃貸住宅の仲介等をしていただくために、生活介護などの生活支援や住まいに関する支援、相談機関に関する情報を掲載しています。精神障がいのある方々が地域での生活をつづけるために、ご活用いただければ幸いです。

精神障がいのある方が 住まいでの生活をつづける ための支援・サービス

平成27年12月

神奈川県精神保健福祉センター

はじめに

精神障がい者の居住支援については、平成26年に、改正精神保健福祉法の施行に伴って定められた「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」において、精神障がい者が地域で生活するために必要なグループホームや賃貸住宅等の居住の場の確保・充実、家賃債務等保証の活用等の居住支援に関する施策を推進することとされました。

当所において平成26年度に、「入院中の精神障害者の地域生活への移行を促進するための調査」を行ったところ、住宅関係団体とのネットワークづくりについては、これからの課題と思われる状況でした。

また、あんしん賃貸住宅協力不動産店の方々から、入居時の支援機関の明確化や入居後の生活支援への期待など多くのご意見をいただきました。こうしたことから、当所では、住宅関係団体・不動産店の皆様への福祉関係機関やサービスに関する情報提供を進めたいと考えております。

この情報ガイドは、精神障がいのある方へ住まいをご提供なさる皆様に安心して賃貸住宅の仲介等をしていただくために、精神障がいのある方が住まいでの生活をつづけるための支援・サービスや支援機関に関する情報を掲載しています。

精神障がいのある方々が地域で暮らしつづけるために、地域の住民や不動産店並びに賃貸人などの身近な方々にも、生活介護などの生活支援や住まいに関する支援があることを御理解いただき、御活用いただければ幸いです。

はじめに	2
こころの病いを理解するために	3
支援・サービス（保健医療、住まい・生活、経済的な支援）	5
あんしん賃貸住宅協力不動産店からのメッセージ	11
精神保健福祉主管課一覧	12

こころの病いを理解するために

○こころの病いは誰でもかかりうる病気です。

こころの病気は、統合失調症、うつ病、躁うつ病、パニック障害など様々な病気があり、症状も個人によって様々です。いずれも、誰でもかかる可能性があり、特別な病気ではありません。

○こころの病いは「生活のしづらさ」をかかえていることがあります。

精神障がいのある方は、病気によって、疲れやすい、人づきあいが苦手、生活における課題等処理するのが苦手といった「生活のしづらさ」をもちながら生活していることがあります。

○「生活のしづらさ」は支援によって軽減することができます。

「生活のしづらさ」は、例えば、相談、食事づくり又は掃除の援助、金銭の管理といった、日常生活上の支援を受けることによって、不安や負担を軽減することができます。

○支援は本人と支援者との合意により行います。

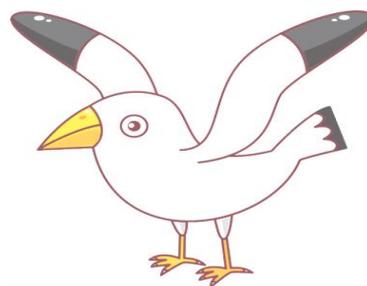
病気による症状は、個人によって様々です。自分に合った支援を本人が希望することによって、社会的なサポートを受けることができます。福祉関係機関は、支援にかかわる相談や関係者との連絡調整などを行っています。

○いざというときの救急医療相談先があります。

かかりつけの医療機関がある場合には、家族等の支援者の協力のもと、平日昼間に受診することをお勧めします。診療時間外でも精神科病院であれば相談を受け付ける場合があります。もし、夜間・休日にかかりつけの医療機関が利用できない場合などには、「神奈川県精神科救急医療情報窓口」に相談することができます。

○こころの病いも早めの対処が大切です。

こころの病いもからだの病気と同じように、早期発見、早期対処が大切です。早めに適切な治療や社会的なサポートを受けるほど、回復しやすいことがわかっています。



<基本の対応Q&A>

Q 精神障がいのある方に対応するときに配慮することはありますか？

A 初対面の人と話をするのが苦手な緊張していることが考えられます。また、病気からくる症状で、思っていることをうまく伝えられないことがあります。

- ・リラックスした雰囲気となるように、ゆっくり、やさしい口調で声をかけて下さい。本人をとがめるような表情はしないようにします。

Q 説明した内容が十分に伝わっていないように感じますが、どのように説明したらよいですか。

A たくさんのことを一度に言われると分からなくなってしまう人もいます。

- ・ポイントを絞って、ゆっくり、短く、具体的に話します。具体例をあげて説明したり、メモを渡すことも効果的です。
- ・説明した内容を理解しているか確認し、理解していないようであれば、家族や本人の日中活動先等の支援者と一緒に来てもらうことも有効です。

Q 以前と比べて様子が異なり、気になるのですが、「こころの悩み・医療相談」先（P.5）に相談したほうがよいでしょうか。

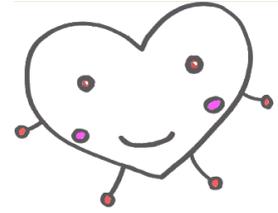
A こころの病気は、自分では症状に気づきにくいのも大きな特徴です。以前と比べて様子が異なる状態が長く続き、生活面での支障が出ている場合には、早めに「こころの悩み・医療相談」先に相談するよう勧めてください。



支援・サービス

保健医療

こころの悩み・医療相談



地域の人たちのこころの健康づくりをサポート

※ P.12「精神保健福祉主管課一覧」参照

保健所

•相談窓口
県保健福祉事務所・市保健所

こころの健康、保健、医療、福祉に関する相談、精神科未治療や医療中断の方の受診相談、思春期問題、ひきこもり相談、アルコール・薬物依存症の家庭相談など幅広い相談を行っています。

市町村（保健センター）

•相談窓口
市町村

保健、医療、福祉について、身近で利用頻度の高い相談に対応しています。障害福祉サービスなどの申請受付や相談、訪問等の支援を行っています。

精神保健福祉センター

•相談窓口
県精神保健福祉センター

精神保健福祉に関する総合的技術センターとして、専門的な相談、知識の普及、調査研究、人材育成、精神科救急医療事務、自殺対策等を行っています。

緊急時の精神科受診相談

夜間や休日でかかりつけの医療機関が利用できない、かかりつけの医療機関がない場合の救急受診・入院をサポート

精神科救急医療情報窓口

•相談窓口
精神科救急医療情報窓口
045-261-7070

かかりつけの医療機関が利用できない場合で、緊急の受診や入院が必要な場合に、医療機関を案内します。（平日：午後5時～翌日午前8時半、休日：午前8時半～翌日午前8時半）

家族や本人からの話（これまでの経過など）が必要です。受診のみを希望する（入院を希望しない）方への案内は、休日昼間を中心に行っています。

住まい・生活

障がいをもつ人たちが地域で生活するための様々な制度やサービスがあります。障害者総合支援法※1関連のサポートを紹介します。

- ※1 障害者総合支援法とは
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律です。この法律に基づくサービスは、障害や心身の状況、利用する方のサービスの利用希望などに配慮しながら市町村が支給を決定します。
- ※2 障害支援区分
障害福祉サービスの利用を希望する場合の目安となるものです。

相談支援

計画相談支援

- 相談窓口
市町村の障害福祉担当窓口、
または各地域の相談支援事業所

障害福祉サービス等の利用の申請に当たり、サービス利用計画についての相談やサービス利用計画作成・変更などの支援を行うとともに、関係者との連絡調整などの支援を行います。

地域移行支援

- 相談窓口
市町村の障害福祉担当窓口
または各地域の相談支援事業所

受け入れ条件が整えば退院できる方を対象に、精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しながら、住居の確保やその他地域における生活に移行するための準備等を行います。

地域定着支援

- 相談窓口
市町村の障害福祉担当窓口
または各地域の相談支援事業所

単身等で生活する障害者で、緊急時等の支援が必要と見込まれる方を対象に、精神科病院関係者や保健福祉事務所等の職員とチームを組み、地域生活を継続していくための各種支援を行います。

在宅サービス

ホームヘルプサービス（居宅介護）

- 相談窓口
市町村の障害福祉担当窓口、
または各地域の相談支援事業所

生活を行う住居で、入浴や排せつ及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、その他の日常生活上の援助を行います。

行動援護

- 相談窓口
市町村の障害福祉担当窓口、
または各地域の相談支援事業所

重度の障害のため支援が必要な方に、外出や移動の援護を行います。障害支援区分※2が3以上（行動障害12項目の合計が10以上）の方が対象となります。

ショートステイ（短期入所事業）

- 相談窓口
市町村の障害福祉担当窓口、
または各地域の相談支援事業所

自宅において介護を行う方の病気その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障害者等に対し、一定期間だけ目的に合わせて入所できるサービスです。入浴や排せつ及び食事の介護、その他の必要な支援を行います。

日中活動の充実のためのサービス

就労継続支援A型

- 相談窓口
市町村の障害福祉担当窓口

一般企業で働くのが難しいが雇用契約を結んで働きたい方や、将来の一般就労に向けて準備をしたい方が対象です。事業所と雇用契約を結んで生産活動を行います。

就労継続支援B型

- 相談窓口
市町村の障害福祉担当窓口

福祉的就労をしたい方（一般企業で働くのが難しい、就労移行支援などを試したがうまくいかないなど）を対象に、事業所で作業や生産活動を行います。一般就労に向けた支援が受けられます。

地域活動支援センター

- 相談窓口
市町村の障害福祉担当窓口

地域における日中の活動の場が欲しい方を対象に、日中に通所し、創作的な活動や生産活動を行う場を提供します。生活の上での一般的な相談をすることもできます。

※その他、一般企業への就労を目指す方を対象に知識や技能の訓練を行う就労移行支援事業所があります。

退院のための支援

精神障害者地域移行・地域定着支援事業

- 相談窓口
県精神保健福祉センター
または病院のソーシャルワーカー

精神科病院関係者、相談支援事業所、保健福祉事務所職員等による地域移行支援・地域定着支援を促進するため、病院訪問やその他地域移行を促進するための普及啓発活動を行っています。



経済的な支援

精神疾患の治療を受けている人たちへの医療費の助成、障がいがある人への手当や年金など、様々な支援があります。(別途、傷病手当など病気で仕事ができないときの保障及び税務署での障害者控除があります。)

医療費助成

自立支援医療(精神通院医療)

•相談窓口
市町村障害福祉担当窓口

何らかの精神疾患により、通院による治療を続ける必要がある程度の方が対象となります。公的医療保険で3割の医療費を負担しているところを1割に軽減します。上限額は世帯(通院される方と同じ公的医療保険に加入する方を同一の「世帯」と捉える)の所得に応じて異なります。

入院医療援護金

•相談窓口
入院している精神科病院
県保健予防課

精神科病院に月の初日から末日まで入院している方で、医療費の自己負担額が月1万円以上の場合、月額1万円が支給されます。(世帯全員の前年の所得税合算額が87,000円以下等の制限あり)

高額療養費制度

•相談窓口
加入している医療保険

入院や外来治療などで、かかった医療費が高額になった場合、所得に応じた自己負担額を上回った金額について、加入している医療保険から後日支払われます。申請に必要な書類は医療保険により異なります。

重度障害者医療費助成制度

•相談窓口
市町村重度障害者医療費担当課

心身に重度の障害がある方に医療費(保険対象)を助成する制度です。対象は自治体により異なります。

精神障害者保健福祉手帳による支援

精神障害者保健福祉手帳

•相談窓口
市町村障害福祉担当課

精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々に支援策が講じられています。何らかの精神障害により、長期にわたり日常生活への制約がある方を対象としています。公共料金の割引や税金の控除・減免などが受けられます。

生活費の保障

障害年金

- 相談窓口
障害基礎年金：市町村の年金課（係）
障害厚生年金、障害共済年金：
年金事務所または加入している各共済組合

病気やケガなどが原因で一定程度の障害が継続する場合に、生活を保障するための制度です。病気やケガによって医療機関に初めて受診した際に加入していた年金によって受給できる障害年金が異なります。

特別障害給付金

- 相談窓口
市町村の年金課（係）
または年金事務所

過去、国民年金制度の発展過程における任意加入対象者等で、加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方が、一定の要件に該当する場合、給付金が支給されます。

生活保護

- 相談窓口
市生活保護担当課
または県保健福祉事務所（町村在住者）

病気やケガなどで働けなくなったり、高齢や障害などのために経済的に困ったときに、最低限度の生活を保障し、自立を手助けするための制度です。家族全員の所得や資産を合算したものが、国が定める生活保護の基準を下回っていることが条件となります。

特別障害者手当

- 相談窓口
市障害福祉担当課
または県保健福祉事務所（町村在住者）

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障害者の方に、負担を軽減し福祉の向上を図ることを目的として、手当が支給されます。

扶養共済制度

- 相談窓口
市町村障害福祉担当課

障害のある方の保護者が掛け金を掛けておくと、万一保護者の方が亡くなった場合等に障害のある方に年金が支給される制度です。

生活福祉資金

- 相談窓口
市町村社会福祉協議会

障害のある方等の生活を経済的に支えるための貸付制度で、他からの借入が困難な場合で、かつ貸付審査により返済の見込みがあると判断された世帯に貸付を行っています。

権利擁護・財産保全管理サービス

日常生活自立支援事業

- 相談窓口
市町村社会福祉協議会

利用者と社会福祉協議会が契約し、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理、通帳や印鑑等の重要書類等の預かりなどの支援を行います。原則として利用料がかかります。

成年後見制度

- 相談窓口
市町村社会福祉協議会
または権利擁護に係る地域相談機関

契約締結等の法律行為における意思決定の困難な方の権利を守る制度です。家庭裁判所に申し立て、家庭裁判所が選任した後見人または保佐人が財産管理等を行います。

かながわ成年後見推進センター

- 相談窓口
かながわ成年後見推進センター

成年後見制度の説明・情報提供、申立て手続きの進め方等に関する電話相談・来所相談(予約制)を行っています。

家賃債務保証

連帯保証人の役割を担い、賃貸住宅への入居を支援

家賃債務保証制度

- 相談窓口
一般財団法人 高齢者住宅財団

高齢者世帯、障害者世帯等の方が賃貸住宅に入居する際に、入居中の家賃債務等を保証し、連帯保証人の役割を担うことにより、入居を支援します。

この保証制度の利用により、賃貸住宅の家主の方は家賃の不払いに関する心配がほとんどなくなり、入居する方も借りやすくなります。入居者には2年間の保証の場合、月額家賃の35%の保証料がかかります。保証の更新も可能です。

その他

介護保険対象者に対する住宅改修費の支給

- 相談窓口
市町村介護保険担当課

介護保険の要支援・要介護の認定を受けている方を対象として、手すりの取り付けや段差の解消などの工事費等の一部を助成している市町村があります。市町村によって異なります。

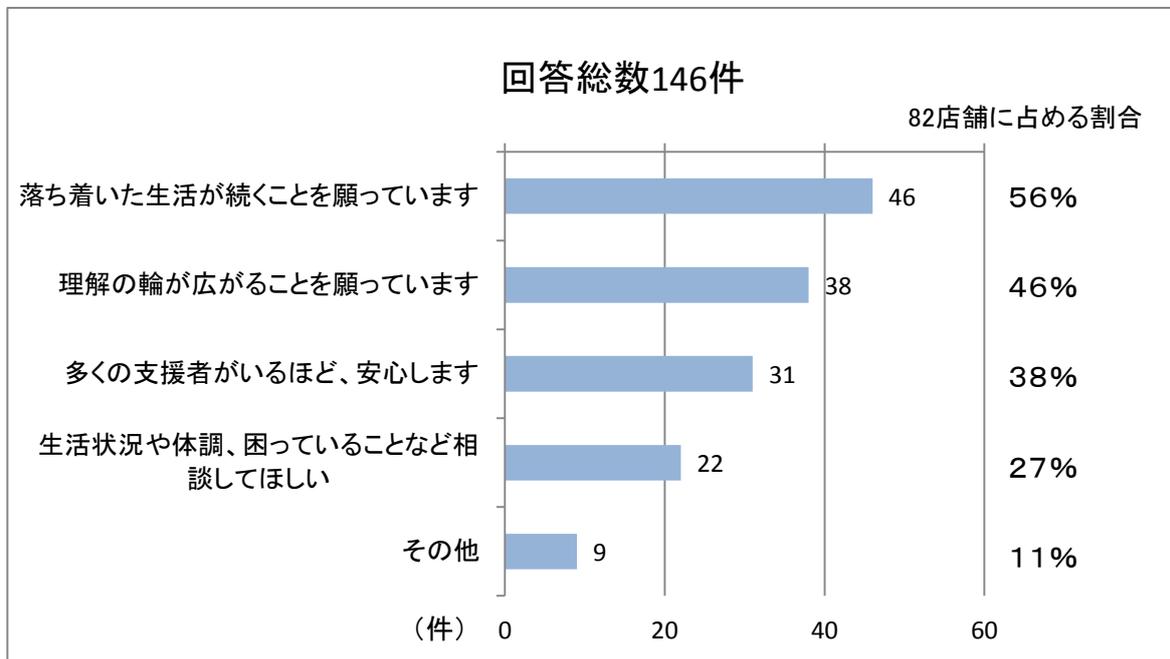


あんしん賃貸住宅協力不動産店 からのメッセージ

【平成26年度調査】不動産店から精神障害のある方へどのようなメッセージを送りますか。（いくつでも選択）

	(件)
落ち着いた生活が続くことを願っています	46
理解の輪が広がることを願っています	38
多くの支援者がいるほど、安心します	31
生活状況や体調、困っていることなど相談してほしい	22
その他	9
合計	146

82店舗からご意見をいただきました。



精神保健福祉主管課一覧

- 入居後の支援（相談・生活支援）については、まず本人や家族の話を聞かせていただく必要があります。その上で、本人または家族の理解が得られない、または、相談支援機関等との話し合いにより支援が必要でなくなった場合は、支援ができません。
- 支援は、市町村と相談支援事業所との調整が必要となります。

1 市町村

市町村	主管課	住所	電話(代表)
横須賀市	障害福祉課	横須賀市小川町11	046-822-4000
鎌倉市	障害者福祉課	鎌倉市御成町18-10	0467-23-3000
逗子市	障がい福祉課	逗子市逗子5-2-16	046-873-1111
葉山町	福祉課	三浦郡葉山町堀内2135	046-876-1111
三浦市	福祉課	三浦市城山町1-1	046-882-1111
厚木市	障がい福祉課	厚木市中町3-17-17	046-223-1511
海老名市	障がい福祉課	海老名市勝瀬175-1	046-231-2111
座間市	障がい福祉課	座間市緑が丘1-1-1	046-255-1111
愛川町	福祉支援課	愛甲郡愛川町角田251-1	046-285-2111
清川村	保健福祉課	愛甲郡清川村煤が谷2216	046-288-1211
大和市	障がい福祉課	大和市下鶴間1-31-7	046-262-0999
綾瀬市	障がい福祉課	綾瀬市早川550	0467-77-1111
藤沢市	障がい福祉課	藤沢市朝日町1-1	0466-25-1111
茅ヶ崎市	障害福祉課	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-82-1111
寒川町	福祉課	高座郡寒川町宮山165	0467-74-1111
平塚市	障がい福祉課	平塚市浅間町9-1	0463-23-1111
大磯町	福祉課	中郡大磯町国府本郷1196	0463-73-4530
二宮町	福祉課	中郡二宮町二宮961	0463-71-3311
秦野市	障害福祉課	秦野市桜町1-3-2	0463-82-5111
伊勢原市	障害福祉課	伊勢原市田中348	0463-94-4711
小田原市	障がい福祉課	小田原市荻窪300	0465-33-1300
箱根町	健康福祉課	足柄下郡箱根町湯本256	0460-85-7111
真鶴町	健康福祉課	足柄下郡真鶴町岩244-1	0465-68-1131
湯河原町	保健センター	足柄下郡湯河原町中央2-1-3	0465-63-2111
南足柄市	福祉課	南足柄市関本440	0465-74-2111
中井町	福祉課	足柄上郡中井町比奈窪56	0465-81-1111
大井町	介護福祉課	足柄上郡大井町金子1995	0465-83-1311
松田町	福祉課	足柄上郡松田町松田惣領2037	0465-83-1221
山北町	福祉課	足柄上郡山北町山北1301-4	0465-75-1122
開成町	福祉課	足柄上郡開成町延沢773	0465-83-2331

2 保健福祉事務所・市保健所

保健福祉事務所・市保健所	主管課	住所	電話
平塚保健福祉事務所	保健予防課	平塚市豊原町6-21	0463-32-0130
平塚保健福祉事務所秦野センター	保健予防課	秦野市曾屋2-9-9	0463-82-1428
鎌倉保健福祉事務所	保健予防課	鎌倉市由比ガ浜2-16-13	0467-24-3900
鎌倉保健福祉事務所三崎センター	保健予防課	三浦市三崎町六合32	046-882-6811
小田原保健福祉事務所	保健予防課	小田原市荻窪350-1	0465-32-8000
小田原保健福祉事務所足柄上センター	保健予防課	足柄上郡開成町吉田島2489-2	0465-83-5111
茅ヶ崎保健福祉事務所	保健予防課	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-8-7	0467-85-1171
厚木保健福祉事務所	保健予防課	厚木市水引2-3-1	046-224-1111
厚木保健福祉事務所大和センター	保健予防課	大和市中央1-5-26	046-261-2948
横須賀市保健所	健康づくり課	横須賀市西逸見町1-38-11	046-822-4300
藤沢市保健所	保健予防課	藤沢市鵜沼2131-1	0466-50-3593

3 相談支援事業所

神奈川県内の障害福祉サービス総合情報サイト「障害福祉情報サービスかながわ」(<https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/>)をご覧ください。計画相談支援事業所、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所などを、地域ごとに、検索することができます。

不動産屋さん・大家さんのための情報ガイド 精神障がいのある方が
住まいでの生活をつづけるための支援・サービス

<参考・引用文献>

- ・「こころの健康サポートガイド 困ったときに受けられる支援サービス」
厚生労働省 2011.3
- ・「不動産屋さん・大家さんのためのハンドブック～精神障がいのある方を
理解するために」平成25年3月岡山県保健福祉部健康推進課

<発行日> 平成27年12月

<発行> 神奈川県精神保健福祉センター

〒233-0006 神奈川県横浜市港南区芹が谷2-5-2

電話 045-821-8822